

会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年度第1回弘前市景観審議会
開 催 年 月 日	平成24年 10月 9日 (火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	14時00分 から 15時15分まで
開 催 場 所	弘前市役所行政会議室
議 長 等 の 氏 名	弘前大学教育学部副学部長 北原 啓司
出 席 者	会 長 北原 啓司 副会長 石澤 誠一郎 委 員 鳴海 毅 委 員 須藤 弘敏 委 員 藤崎 浩幸 委 員 前田 卓 委 員 葛西 ひろみ 委 員 野澤 武 委 員 三橋 友吉 委 員 上村 次郎 委 員 鍋田 強吾
欠 席 者	委 員 菊池 せい子
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	都市整備部長 澤頭 潤 都市計画課長 對馬 憲人 都市計画課長補佐 鈴木 徹 都市計画課主幹 山本 浩樹 都市計画課主事 佐々木 正和 都市計画課主事 中一 健司
関 係 人 出 席 者	文化財保護課主幹 成田 正彦
会 議 の 議 題	①議案第1号 景観重要建造物の指定について (審議) ②自動販売機に係る景観形成基準について (報告) ③大森勝山遺跡に係る景観形成基準について (報告)
会 議 結 果	議案第1号については、翠明荘の指定範囲に中庭を含めることを条件として同意する。

<p>会議資料の名称</p>	<p>①翠明荘概要資料 ②景観重要建造物制度について ③平成24年度景観重要建造物指定候補について ④平成24年度指定景観重要建造物の概要 ⑤景観重要建造物他団体指定状況 ⑥国登録有形文化財指定範囲 ⑦報告案件資料</p>
<p>会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>・公開</p>

●会議内容

1. 景観重要建造物の指定について（審議）

◎説明事項

事務局より、資料に基づいて制度概要、建造物に概要について説明。

◎各委員からの意見

【三上ビル改修について】

委員 三上ビルの現状は、老朽化が進みかなりひどい状態。改修等を行う際の補助金の額が、補助対象経費の2分の1でなおかつ上限額が300万円とのことだが、この金額では補助金だけで改修費を賄うことは難しい。壁が剥がれ落ち歩行者等に危害が加わる可能性もあるため、景観重要建造物に指定するとなれば、市が関わりないとは言えない。

事務局 まずは初年度ということで300万円からスタートした。莫大な改修費がかかる場合、単年度ではなく複数年かけて継続的に補助金を支給し、改修を進めていくことも検討する。その際は審議会の中でも協議していきたい。

【石場旅館について】

委員 石場旅館の指定されていない範囲を指定されている範囲と同じように直したい場合は補助対象となるのか。

事務局 指定範囲のみ補助対象である。

【翠明荘の庭について】

委員 翠明荘の庭を整備していくには多くの費用がかかると思われるが、景観重要建造物へ指定されない庭は補助の対象にはならないのか。

事務局 課内でも検討したが現段階では建造物、工作物に対しての補助で考えている。植栽は生き物なので補助対象の判断も難しい。

会長 翠明荘のように複数の建物を指定した場合は、その空間も含めた全体を保全していく必要がある。庭の整備を補助の対象とするときりがないのでそこまではしないまでも、補助の対象にならなくても保全するためには庭も含めて景観重要建造物に指定することを考えても良いかもしれない。

【前川建築の指定について】

委員 弘前市には8つの前川建築があり、貴重な景観資源として今後も残していく必要があるため、中央高校の講堂や市民会館など木村産業研究所以外の前川建築に関しても、壊されてしまわないうちに、早めに景観重要建造物に指定してはどうか。

事務局 今年度は登録有形文化財に指定されているものを景観重要建造物に指定する方向ですすめている。よって、木村産業研究所以外の前川建築の指定に関しては来年度以降検討する。前川建築の中で木村産業研究所以外は市が絡む公共建築であるため、簡単に壊されたりはしないと思われるが、早めの指定を検討する。

【建物の保存について】

委員 個人は財源が限られている。指定が解除されないような中長期的な維持の努力が必要では。

事務局 あくまで市としては大切なものは守っていききたいという考え。

中長期に立った保存の仕方についても支援を手厚くできないか検討したい。

委員 維持管理にも補助金等交付できないものか？

事務局 指定文化財は管理修理等の支援は確立している。

この施策は文化財指定までの間、保全するため経過措置としての意味合いもあるため、将来的には文化財としての維持管理措置が受けられることを期待する考えである。

【まとめ】

会長 指定した建造物を維持する上で所有者の負担をいかに軽くするかが大事。

旧制弘前高等学校外国人教師館は移してでも残したいとして現在は弘前大学にあるが、そういったことと経済的な面も踏まえて向き合っていく必要がある。

翠明荘の庭に関しては、補助の対象からは切り離すが指定の対象には入れる方向ですすめてもらいたい。前川建築に関しては、公共建築が多いので簡単に壊されることはないが、来年度以降なるべく早く景観重要建造物に指定するよう検討していただきたい。

2. 自動販売機に係る景観形成基準について（報告）

◎報告事項

事務局より、資料に基づいて自動販売機に係る景観形成基準について報告。

◎各委員からの意見

委員 弘前ではアイボリーと濃茶色と選べるということか。

会長 業界団体の基準であるアイボリーだと適さないのかという質問があったということ。

業界団体が決めたアイボリー自体は悪い色でないが、景観形成重点地区では濃茶色が調和するので指定しているという回答でよいのでは。

事務局 説明の補足として景観計画策定時に業者の合意形成を図るため、大手企業からは意見を伺ったが、色彩については曖昧にしないで限定してほしいということであったため、濃茶を指定した。策定の段階で清涼飲料自販機協議会事務局がアイボリーを推奨していることもわかっていたが、前述の意見を受けて指定色を決めた経緯がある。

会長 色への考え方は価値観が変わってくれば、その都度変更していくことも必要となってくる。外部からの意見を頑なに拒むのではなく、今後もこのような意見や提案があった際は、融通をきかせながら審議会を通して今後協議していけば良い。

3. 大森勝山遺跡に係る景観形成基準について（報告）

◎報告事項

事務局より、資料に基づいて大森勝山遺跡に係る景観形成基準について報告。

◎各委員からの意見

委員 実際に見たことがないものを審議して決めるのは多少問題があるのではないか。

会長 審議案件が出てきたときに協議するのは当然だが、審議案件がない時期を利用して市内の様々な景観資源を見て回るような取り組みも必要ではないか。事務局側にもそのような取り組みを検討していただきたい。